

※この法令は廃止されています。

平成二年総理府令第四十三号

都市部官民境界基本調査図及び都市部官民

境界基本調査簿の様式を定める省令

国土調査法施行令(昭和二十七年政令第五十九号)第二条第二項の規定に基づき、地籍基本調査図及び地籍基本調査簿の様式を定める総理府令を次のように定める。

国土調査法施行令(昭和二十七年政令第五十九号)第二条第二項の国土交通省令で定める地籍基本調査図及び地籍基本調査簿の様式のうち、都市部官民境界基本調査作業規程準則(平成二年総理府令第四十二号)第五十四条に規定する都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿の様式は、別記様式第一及び別記様式第二に定めるところによるほか、地籍図の様式を定める省令(昭和六十一年総理府令第五十四号)に定める地籍図及び地籍簿の様式を定める省令(昭和五十三年総理府令第三号)に定める地籍簿の様式の例による。

附 則 (平成一四年二月一〇日国土交通省令第一五号)

1) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年八月一四日総理府令第一〇三号)

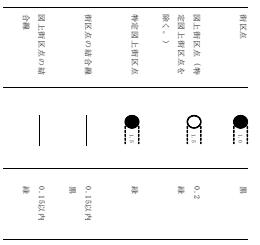
1) この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
2) この省令施行前に作成した地籍基本調査図及び地籍基本調査簿については、この省令に基づいて作成したものとみなす。

附 則 (平成一三年一月一九日国土交通省令第四号)

1) この省令は、公布の日から施行する。

別記様式第一 都市部官民境界基本調査図様式

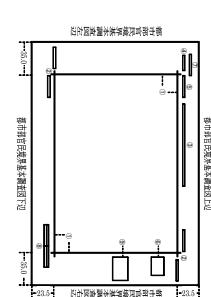
別記様式第一 都市部官民境界基本調査図様式	
基点	記号表示の方法
基点三角点 基点丸点(補助基点) 基点を除く	用 用 用
基点多点 基点複数点 基点水没点	0.2 0.2 0.2
基点多点 基点複数点 基点水没点	0.2 0.2 0.2
基点多点 基点複数点 基点水没点	0.2 0.2 0.2



都府県行政境界 基本・角点、都 構造	タブレット数字 0.2
市町村民権界 構造	タブレット数字 0.2
市町村民権界 字点 2.0~3.0	タブレット数字 0.2
市町村民権界 字点 2.0~3.0	タブレット数字 0.2
本道町村の番号 番号	タブレット数字 0.2
地区番号は直近6.0mmの円内に記入。す る。	タブレット 字点 2.0~3.0

第2回 基本資料図に表示する基準事項は、次のとおりとする。

- 国勢調査の地図
- 都府県行政境界基本資料図の名称
- 海洋境界記号
- 調査用の名前
- 地名記号
- 地区の名前
(地区区域の名前を含む。)
- 地区区域の出図 (地区区域の名前を含む。)
- 地区区域 (都府県行政境界基本資料図の区分及び細分地名含む。)
- 地区番号外見図
- 基準事項を表する位置は、おおむね次に掲げる範例によるものとする。
(図 仲)



① 国勢調

- 地図帳の地図
- 都府県行政境界基本資料図の名称
- 海洋境界記号
- 調査用の名前
- 地名記号
- 地区の名前
(地区区域の名前を含む。)
- 地区区域 (都府県行政境界基本資料図の区分及び細分地名含む。)
- 地区番号外見図
- 基準事項を表する位置は、おおむね次に掲げる範例によるものとする。
(図 仲)
- 海洋境界記号見出図
- 海洋境界記号見出図

別記様式第一 都市部官民境界基本調査簿様式

西	東
北	南
大字	町
番地	番地

都市部官民境界基本調査簿様式	西	東
北	南	北
大字	町	大字
番地	番地	番地
西	東	西
北	南	北
大字	町	大字
番地	番地	番地

西	東
北	南
大字	町
番地	番地
西	東
北	南
大字	町
番地	番地